

青森県報

第千五十二号

令和八年
四月十三日
(月曜日)

目次

告 示

○地方卸売市場に係る変更の認定
……………
(食ブランド・流通推進課) …… 一

出先機関

○土地改良区の定款変更の認可
……………
(西北農林水産事務所) …… 二

○土地改良区の役員の退任
……………
(上北農林水産事務所) …… 二

告 示

青森県告示第二百七十三号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十四条において読み替えて準用する同法第六条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場に係る変更の認定をしたので、同法第十四条において読み替えて準用する同法第六条第三項において準用する同法第十三条第六項の規定により公示する。

令和八年四月十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

開設者	地方卸売市場
名称住所	変 認定年月日
名称位置	取 扱 品 目

出 先 機 関

協前 同組 合業	南部 町	丸川 中五 所 水産 株式 会社	深浦 漁業 協同 組合	株式 会社 津軽 ご市 場	むつ 市	三沢 市
○泊泊北 七字町津 の下大軽 一前字郡 二小中	一広町三 場大字郡 二八平南 の部字	五柳大五 沼字所 六広川 五田原 の字市	六浦浦西 四字町津 の浜軽郡 二町字郡 三深深	二千柳北 一石町大 の字軽郡 三二板 三濁三板	一むつ 丁市中央 目八の の中央	三一三 八丁目 一の の板町
場組漁市地 合業場方 市協下卸 市同前売	市地南 場方卸 卸売管	株中五市地 式央所場方 会水川丸卸 社産原中売	魚市地 市場方 市場卸 浦売	場り市地 ん場方 ご市卸 市軽売	町市地 魚場方 市場卸 場卸売	市市地 魚市場 場卸 場卸売
○泊泊北 七字町津 の下大軽 一前字郡 二小中	の字町三 一中大郡 一居字南 一構大南 一向部	五柳大五 沼字所 六広川 五田原 の字市	六浦浦西 四字町津 の浜軽郡 二町字郡 三深深	二千柳北 一石町大 の字軽郡 三二板 三濁三板	町むつ 湊村市 地大 内卸	部二三 二丁目 一の の港町
び類干凍鮮 海魚魚魚 獣海び介介 類藻加類、 類類工品、 及品塩冷	に種工び野 関苗品これ する及及び 資及びこの 材これ加及	の食塩鮮 加工肉干魚 食品そ工、 品料の品凍 他、	び類干凍鮮 海魚魚魚 獣海び介介 類藻加類、 類類工品塩、 及品塩冷	生鮮 食料品等	の工び類干鮮 他水海海冷魚 の産獣海凍魚 水産肉藻類、 産物、そ加及	物そ類干鮮 の他の海凍魚 水産類、介 産の水産
〃	八・三・三	〃	〃	八・三・三〇	〃	令 和 八 ・ 三 ・ 三 六

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市浦土地改良区の定款の変更を令和八年三月十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和八年四月十三日

青森県西北農林水産事務所長 館 山 元 春

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、淋代平土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あつたので、同条第十九項の規定により公告する。

令和八年四月十三日

青森県上北農林水産事務所長 工 藤 真 治

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監 事	浄法寺 哲男	三沢市大字三沢字中平二七の四	令和七・一〇・三

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭